

御嵩都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(御嵩都市計画区域マスタープラン)

岐 阜 県

目 次

1	当該都市計画区域における現状と課題	1
1-1	既定計画におけるまちづくりの方針	1
1-2	まちづくりの現況	2
1-3	当該都市計画区域の課題	4
2	都市計画の目標	6
2-1	都市づくりの基本理念	6
2-2	地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）	7
2-3	各種の社会的課題への都市計画としての対応	9
2-4	当該都市計画区域の広域的位置づけ	11
3	区域区分の決定の有無	12
3-1	区域区分の有無	12
4	主要な都市計画の決定の方針	14
4-1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	14
1.	主要用途の配置の方針	14
2.	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	14
3.	市街地の土地利用の方針	15
4.	その他の土地利用の方針	15
4-2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	16
1.	交通施設の都市計画の決定の方針	16
2.	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	18
3.	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	19
4-3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	20
1.	主要な市街地開発事業の決定の方針	20
2.	市街地整備の目標	20
4-4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	20
1.	基本方針	20
2.	主要な緑地の配置の方針	21
3.	実現のための具体の都市計画制度の方針	21
4.	主要な緑地の確保目標	22

1 当該都市計画区域における現状と課題

1-1 既定計画におけるまちづくりの方針

御嵩都市計画区域（以降、「本区域」という。）は、御嵩町と可児市兼山地区（以降、「兼山地区」という。）で構成されており、既定計画である総合計画では、以下のまちづくりの目標が掲げられています。

御嵩町では、御嵩町第五次総合計画(2016年度～2025年度)において、まちの将来像を「つながる・あふれる・輝くまち」と定め、これを実現するために、次の5つの目標を掲げ、諸政策を推進しています。

【御嵩町 まちづくりの目標】

- ①良好な環境を誇りとするまち
- ②笑顔で育ちあうまち
- ③みんなが支えあうまち
- ④多くの人が行き交うまち
- ⑤暮らしてみたくなるまち

また、御嵩町環境基本条例において、21世紀を「環境の世紀」と位置づけ、良好な環境の保全と快適な環境の創造に取り組むことにより「安心して暮らせる町」を目指しています。

兼山地区では、可児市第四次総合計画後期基本計画において、基本構想のもと「住みごころ一番・可児～若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造～」を目指し、次の4つの重点方針を掲げ、諸政策を推進しています。

【兼山地区 まちづくりの重点方針】

- ①高齢者の安気づくり
- ②子育て世代の安心づくり
- ③地域・経済の元気づくり
- ④まちの安全づくり

以上の特徴と既定計画等を踏まえて、本区域における都市計画としてのまちづくりの方針を整理します。

【まちづくりの方針】

- ① 住みやすさを感じるまちづくり
- ② すべての人にやさしいまちづくり
- ③ まちの活力を育むまちづくり
- ④ 安全・安心なまちづくり
- ⑤ 魅力と個性あるまちづくり

1-2 まちづくりの現況

本区域は、この地方の政治・文化の中心地として長い歴史を持つまちであるとともに、周囲を良好な自然環境に囲まれた、人と自然が共生しているまちです。

昭和 40 年代以降は、名古屋都市圏のベッドタウンとしての機能も担い、新しい定住者も増加していましたが、近年では人口減少・少子高齢化が進んでいます。

一方で、東海環状自動車道や(都)一般国道 21 号御嵩バイパスの整備・開通により交流圏が広がり、工業団地への企業進出や既存企業の操業環境が向上しています。

(1) 住みやすさを感じるまちづくり

① 都市的土地利用の配置状況

- ・ 本区域の 57.6% (2018 年) は山林となっていますが、可児川流域の平野部や本区域西部の木曽川沿岸を中心に、市街地を形成しています。
- ・ (都)井尻伏見線沿道を中心に、用途が混在している地区がみられます。

② 既成市街地と地域コミュニティ

- ・ 御嵩町においては、郊外部の住宅団地開発により、既成市街地以外に地域コミュニティが形成されています。
- ・ 兼山地区では少子高齢化及び人口減少が顕著となっています。

③ 生活基盤施設整備

- ・ 下水道の処理人口普及率(合併浄化槽を含む)は、兼山地区 100%、御嵩町 92.1% (2018 年度末) となっています。
- ・ 下水道は、市街地内を中心に 1,000ha が都市計画決定されていますが、整備されている面積は 611ha (2017 年度末) となっています。
- ・ 都市公園が整備されている他、生活環境保全林が整備されています。また、小規模な公園が住宅地内に点在しています。

(2) すべての人にやさしいまちづくり

① 幹線道路の現状と交通機能の状況

- ・ (国)21 号、(都)一般国道 21 号御嵩バイパス、及びそれら国道に直交する県道、主要な町道により道路網を形成しています。
- ・ (都)東海環状自動車道を介して、愛知県三河地域との連携が強くなっています。
- ・ 通学路となる道路において、歩道整備が遅れているほか、歩道におけるバリアフリー化も遅れています。
- ・ 既成市街地には緊急車両が進入できない狭あい道路がみられます。

- ・本区域における都市計画道路の状況は、12 路線、計画延長 26.41 km（うち改良済延長 7.33 km）、配置密度 0.45 km/km²（2017 年度末）となっています。また、用途地域内における状況は、計画延長 12.84 km（うち改良済延長 4.42 km）、配置密度 2.48 km/km²となっています。なお、市街地内における整備済幹線街路の配置密度は 0.85 km/km²となっています。

② 公共交通機関の状況

- ・鉄道は、名鉄広見線が運行されており、御嵩町内には鉄道駅が 3 駅設置されています。長期的には利用客数は減少傾向となっていますが、近年はその減少傾向も緩やかになっています。
- ・自治体のコミュニティバスと路線バスが運行されています。

(3) まちの活力を育むまちづくり

① 人口減少への転換と少子高齢化の急速な進展

- ・本区域の人口は、1995 年をピークに減少へ転じ、19,440 人（2015 年）となっています。
- ・若年人口は減少し、高齢者人口が増加しており、高齢化率（65 歳以上割合）は 28.9%（2015 年）となっています。

② 流出入人口の増加

- ・通勤、通学では可児市との結びつきが強く、県外では愛知県名古屋市や春日井市との結びつきが強くなっています。

③ 産業の状況

- ・農業は、農家数・経営耕地面積ともに減少傾向にあります。
- ・商業は、本区域西端に大型商業施設が立地している他、(都) 古屋敷大庭線の御嵩橋周辺、名鉄御嵩駅周辺や(都) 本郷新町線等の沿道に集積しています。また、御嵩町の年間商品販売額は約 182 億円（2016 年）であり、2004 年以降増加傾向が続いています。
- ・工業は、本区域南部の工業団地をはじめ、各地に点在する工場があります。御嵩町の製造品出荷額等は増加傾向が続いており、約 1,387 億円（2016 年）となっています。
- ・御嵩町の観光入込客数は 2009 年以降増加傾向が続いており、51.9 万人（2016 年）となっています。

(4) 安全・安心なまちづくり

① 亜炭鉱廃坑対策

- ・御嵩町内の亜炭鉱廃坑は、その地盤の脆弱性により防災上の危険が高くなっています。

② 災害対策の拠点の整備

- ・ 御嵩町役場本庁舎は、耐震性が低く、地震発生時において住民や職員を守る機能を十分に発揮できる状態ではありません。

(5) 魅力と個性あるまちづくり

- ・ 適切に管理されない山林があり、森林の価値が失われつつあります。
- ・ 本区域内の自然環境は豊かで、各種希少動植物の生息が確認されています。
- ・ 可児川、木曾川など住民がうるおいを感じることでできる河川が流れています。
- ・ 中山道を中心とした歴史・文化を有しており、良好な景観を活用したまちづくりを進めていますが、町並みとしての連続性のある景観の形成には至っていません。
- ・ 兼山地区の国史跡「美濃金山城跡」については、隣接の可児都市計画区域に点在する城跡と一体的な活用を進めています。

1-3 当該都市計画区域の課題

まちづくりの現況を踏まえた本区域の課題は以下のとおりです。

(1) 計画的な居住環境の整備

- ・ 人々が快適に生活できるように、計画的な土地利用の推進や既存の都市基盤の維持管理が求められています。
- ・ 生活に必要なサービス機能を今後も維持していくことが必要です。

(2) すべての人にやさしい市街地の整備

- ・ すべての人の移動手段の確保と環境に優しい公共交通の推進・維持が必要です。
- ・ 子どもたちが安全に通学できる交通環境の整備が求められています。

(3) まちの活力を支える都市基盤の整備

- ・ まちの活力を維持・向上させるため、産業の操業環境の向上と東海環状自動車道を活かした企業誘致や新たな産業の発展が期待されています。

(4) 人とまちを守る防災対策

- ・ すべての人が安全で安心して暮らせるように、災害等の危険に対して継続的な対策が必要です。特に亜炭鉱廃坑については、今後も継続して有効な対策を進めていく必要があります。

(5) 自然環境の保全と歴史資源の活用

- ・ 本区域の財産である豊かな自然環境を保全する必要があります。

- ・ 中山道・美濃金山城が作り出してきた歴史・文化は、本区域の活性化を促す重要な要素として活用する必要があります。

(6) 兼山地区の広域的な都市計画の在り方についての調整

- ・ 本区域の一部となっている兼山地区のまちづくりや広域的な都市計画の在り方等について、隣接する可児都市計画区域と本区域との一体的な再編も視野に入れて、調整を図る必要があります。

2 都市計画の目標

2-1 都市づくりの基本理念

本区域は、市街地を囲むように豊かな自然が残り、希少動植物が生息している他、まちなかでは、歴史の面影が感じられます。これらの先人から受け継がれてきた財産を未来へ伝えるとともに、より暮らしやすく安全・安心な生活環境を構築するため、「つながる・あふれる・輝くまち」（御嵩町第五次総合計画のまちの将来像）を都市づくりの基本理念とし、以下の6つの柱を基本的方向性として計画的な都市づくりを目指します。

【都市づくりの基本理念】

つながる・あふれる・輝くまち

～みたけ・かねやま～

【都市づくりの基本的方向性】

(1) 快適な居住環境づくり

既成市街地では低・未利用地を有効活用し、用途地域に応じた土地利用を誘導するとともに、用途地域外においては、農業施策と整合を図り、無秩序な開発による市街地の拡大・拡散を抑制します。さらに、既成市街地や集落等における既存の都市基盤の計画的な整備、維持管理を推進するとともに、暮らしに必要なサービス機能の維持・集積を検討することにより、快適な居住環境を目指します。

(2) 人・環境に優しいネットワークづくり

すべての人が生活しやすいように、環境にやさしい公共交通の利用促進、利用しやすい体系への見直し、維持管理を進めます。また、広域的な道路と区域内の道路が相互に機能を十分に発揮できるよう計画的な道路ネットワークの整備、維持管理も進めます。

(3) 魅力的な産業基盤づくり

地域の活力を維持するために、既存の工業団地における操業環境の維持・保全や周辺の居住環境と調和した産業基盤づくりを進めます。また、東海環状自動車道を活かした企業誘致を推進し、都市活力の向上につながる企業用地の計画を進めます。

(4) 安全・安心な都市環境づくり

本区域を取り囲む豊かな自然環境は、同時に災害を引き起こす可能性もあることから、治

山・治水対策などを推進します。また、地震による建物の倒壊等から生命・財産を守るために、公共施設やライフライン、一般住宅の耐震化を促進します。また、身近な避難所となる公共施設の整備や防災機能の向上を推進します。

(5) 地域の魅力・個性づくり

本区域の恵まれた自然環境を活かすため、里山や水辺などを保全し、多様な環境活動を展開します。また、本区域は宿場町や城下町としての歴史を持っており、これらを保全し、連携させることにより、区域内外の交流を生み出し、活気のある地域づくりを推進します。

(6) 可児都市計画区域と連携したまちづくり

都市計画区域の再編を見据えつつ、可児都市計画区域と連携したまちづくりを推進します。

2-2 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域を、機能のまとまりの観点から、「住居地域」、「商業地域」、「工業地域」、「農業・集落地域」及び「森林・緑地地域」の5つの地域に大別し、地域毎のまちづくりのイメージを示します。

(1) 住居地域

- ・ 住宅地は、過去の宿場町や城下町から発展した既成市街地や計画的な開発によって形成された住宅団地があります。
- ・ 本区域中心部から西部にかけての平野部と、兼山地区に立地する低層住宅を中心とする地区については、各種施策の実施により利便性・防犯性・防災性が高く、人が集まり、ふれあい、人のぬくもりが感じられる地区とします。
- ・ 既成市街地の外縁部や丘陵部において計画的に開発された住宅団地では、高齢化社会を見据え、障がい者にも配慮しながら、生活環境が充実した低層な住宅を中心とした静かな居住空間の構築を目指す地区とします。

(2) 商業地域

- ・ 幹線道路沿道における商業地区については、周辺住民の利用を想定した沿道型の商業地区とします。
- ・ 本区域西端に立地している大型商業施設周辺は、本区域のみならず、広域の住民が利用する商業地区とします。

(3) 工業地域

- ・ 本区域南部の工業団地と北西部の工場適地については、本区域の雇用創出に寄与する施設が立地する産業集積地として維持・保全する地区とします。

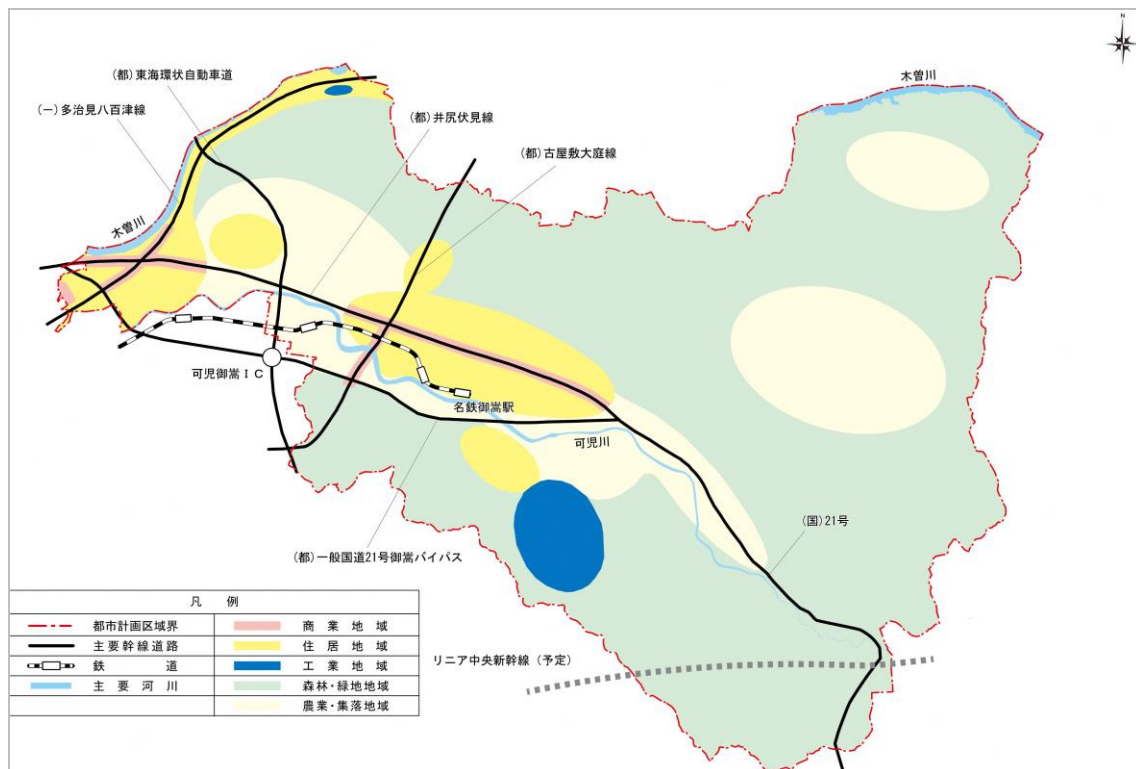
(4) 農業・集落地域

- ・ 農業用地については、開発圧力をコントロールして、無秩序な開発を抑制しつつ、本区域の活性化に必要な機能については、営農環境との調整を図りながら導入を検討する地区とします。
- ・ 農地・林地内を中心とした集落地については、営農環境と生活環境がともに良好で一体性を持った地域を目指す地区とします。

(5) 森林・緑地地域

- ・ 飛騨木曾川国定公園や生活環境保全林などの自然環境については、森林資源の有効活用を図るため、「森林経営信託方式」による森林管理・保全を行う地区とします。また、環境学習の場として活用することで、里山の維持・保全を図ります。

図：地域区分図



2-3 各種の社会的課題への都市計画としての対応

社会的課題に対する本区域における都市計画上の対応は以下のとおりです。

(1) 適正な土地利用誘導による集約型都市構造の実現

- ・ 既成市街地や身近な生活の拠点を公共交通や幹線道路のネットワークで連携します。
- ・ 快適な生活を維持するまちを目指し、拠点などの都市機能の維持を促進します。
- ・ 自動車に過度に依存せず、公共交通を中心として歩いて生活できる環境を目指します。
- ・ 新たな土地需要に対しては、既存の用途地域の低・未利用地に応じて計画的な誘導を図ります。

(2) 土地利用、市街地整備の計画的な展開

- ・ 新たな土地需要については、用途地域内の低・未利用地の活用に努めるとともに、産業用地の確保などのため、必要な場合には周辺の自然環境や営農環境等との調和に配慮しつつ、適切な土地利用を図ります。
- ・ (都)東海環状自動車道などのインフラ整備に合わせた企業誘致や交流人口に対応するため、(都)東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジ（以降、「可児御嵩インターチェンジ」という。）周辺及び幹線道路沿道において計画的な土地利用の誘導を行います。

(3) 都市基盤施設の整備・充実

- ・ 効率的なまちづくりの推進と総合的な交通体系の整備を推進するため、都市計画道路の見直しを行い、必要に応じて変更及び廃止を検討します。
- ・ 公共交通の利用を促進し、公共交通網の維持を目指します。
- ・ 少子高齢社会への対応はもとより、誰もが日常的な生活を不便なく送ることができる環境を目指し、公共施設や道路の整備にあたっては、ユニバーサルデザインを推進します。
- ・ (都)一般国道21号御嵩バイパスの4車線化を促進し、市街地内における通過交通量を減少させます。

(4) 都市の防災・防犯性の向上

- ・ 安全で安心なまちづくりのために、亜炭鉱廃坑対策の調査研究や防災工事を進め、実態の把握と対策の充実に努めます。
- ・ 既成市街地については、防災上課題のある老朽建物の更新による耐震性・防火性向上の誘導や、緊急車両が進入できない4m未満の道路の解消を図ります。
- ・ 土砂災害が発生するおそれのある区域については、危険性の周知を含め、災害時の被害を最小限に抑える対策に努めます。
- ・ 可児川の浸水想定区域に該当する地域などでは、当該地域住民への危険性の周知や、早期避

難につながるよう地域防災計画に基づく避難体制の確立を図るなど、災害時の被害を最小限に抑える対策、対応に努めます。

- ・ 市街地周辺の山林・農地・ため池がもつ遊水機能を保全するために、農林業の担い手確保や農地の集約促進により土地利用の維持を図ります。加えて、開発に際しては、十分に考慮するよう誘導します。
- ・ 災害時に避難し、滞在できる学校や公民館などの指定避難所はその機能維持に努めます。また、避難地に安全に避難するための道路網を適切に配置します。
- ・ 「人の目」を確保するために、街頭防犯カメラ・街路灯の設置、道路等を防犯に配慮した構造とする他、地域住民による自主防犯活動や監視体制の強化により、防犯に対する意識の向上を図ります。

(5) 自然環境との共生・環境負荷の軽減

- ・ 豊かな自然は、人間・動植物の生育の場として受け継がれてきた財産であるため、極力開発を抑制し、自然環境の保全・維持に努めます。
- ・ 地球温暖化など環境の悪化を防止し低炭素社会を実現するため、公共交通機関の利用促進、円滑な交通を確保する道路網の整備、まとまりのある森林の保全など、環境にやさしい都市と交通システムの構築を進めます。

(6) 都市の個性や魅力づくり

- ・ 歴史的雰囲気醸し出すため、周辺建築物の建て替え時における誘導などにより、歴史的建造物等が立地する良好な景観と調和する町並みの形成を目指します。
- ・ 自然環境を保全し、住民にうるおいとやすらぎを与える豊かな景観要素として活用するとともに、里山を整備することにより、自然と調和のとれた景観形成を目指します。

2-4 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は、御嵩町と可児市兼山地区で構成され、可児・美濃加茂・八百津・瑞浪・土岐の5都市計画区域と隣接していますが、特に本区域西部は、地形的なつながりから可児市の都市化の影響に伴う沿道の商業地化が加速しています。

また、本区域は、美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡（御嵩町）により形成される「可茂地域」に属しています。特に、可茂地域の中では、衛生組合をはじめとする各種事務組合を設立しており、ごみ・し尿処理、消防などで連携しています。

交通面では、名鉄広見線により可児市・愛知県名古屋市などにつながっています。

また、道路網においては、中濃はもとより、東濃圏域とのつながりも強く、(都)東海環状自動車道により広域的な交通網を形成しています。さらに、可児御嵩インターチェンジを介して、関・美濃方面や愛知県瀬戸・豊田方面との交通アクセスが向上し、新たな産業の立地が進んでいます。

なお、今後も隣接する可児都市計画区域との関係を深めることが必要となっています。

3 区域区分の決定の有無

3-1 区域区分の有無

本区域の現状及び今後の見通しを分析し、「市街地の拡大の可能性」、「良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成」及び「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の観点から区域区分の有無を定めます。

(1) 本区域の現状及び今後の見通し（展望）

① 地形その他の地理的条件

- ・ 三方を山に囲まれており、限られた平野部や丘陵地に市街地を形成しています。
- ・ 市街地周囲の山間部には、集落が点在しているものの距離が離れており、市街地としての連続性はありません。

② 人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し

- ・ 本区域の人口は、19,440人（2015年）から、17,425人（2030年）に減少すると推計されます。

③ 産業の現況と今後の土地需要の見通し

- ・ 工業（指標：製造品出荷額等）については、依然として増加傾向にあります。
- ・ 商業（指標：年間商品販売額）については、大型商業施設の立地により、増加傾向にあります。
- ・ 今後、（都）一般国道21号御嵩バイパス沿道において、開発が進む可能性があります。

④ 土地利用の現状等

- ・ 住宅地は、平野部や住宅団地以外では、主に山間部の集落として点在しています。
- ・ （都）井尻伏見線沿道以外の市街地内には、未利用地が多く存在しています。
- ・ 既成市街地においては、狭あいな道路の沿道に住宅が密集しています。
- ・ 御嵩町第五次総合計画において、可児御嵩インターチェンジ、（都）一般国道21号御嵩バイパス沿道は、新たな商業機能や交流集客機能の誘導を図ることが位置付けられています。
- ・ 農地は、可児川沿いや市街地外縁部、山間部の集落周辺に集中しています。
- ・ 工業地は、大規模な工業団地が本区域南部に形成されている他、小規模な工場が本区域内に点在しています。

⑤ 都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通し

- ・ 都市計画道路の整備率は、27.8%（2017年度末）となっています。
- ・ 都市公園の整備率は、100%（2017年度末）であり、都市計画区域人口一人当たり 5.8 m²となっています。

⑥ 産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無

- ・ 可児川沿いにおいて、御嵩町役場新庁舎の整備を予定しています。

(2) 区域区分の有無**① 市街地の拡大の可能性**

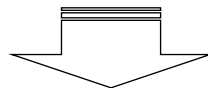
- ・ 本区域の人口は既に減少傾向にあり、人口増加を伴う市街地の拡大の可能性は低くなっています。
- ・ 可児御嵩インターチェンジ周辺や(都)一般国道 21 号御嵩バイパス沿道など新たな土地需要が想定される地区では、用途地域の指定による土地利用誘導、特別用途制限地域の指定による土地利用規制等によりスプロール的な開発の抑制が可能です。

② 良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成

- ・ 可児川流域の平野部や本区域西部の木曾川沿岸では既に良好な市街地環境が形成されています。
- ・ 住宅が集積している各地区の中心部においては、今後、(都)一般国道 21 号御嵩バイパスの 4 車線化を促進し、より一層の交通の円滑化を図ります。

③ 緑地等自然的環境の保全と開発の調和

- ・ 近年、政策の策定にあたっては、自然環境への配慮が強く求められています。本区域の山林は保全すべき箇所も多く、開発を行う際には、自然と調和した計画となるよう誘導を行うことから、開発による無秩序な自然環境喪失の可能性は低くなっています。



以上により、本区域においては、市街地の拡大の可能性が低く、区域区分によらなくとも、特定用途制限地域の検討や農業施策との整合を図ることで、無秩序な市街化を防止し、良好な環境を有する市街地を形成することが可能なことから、区域区分を定めません。

4 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要用途の配置の方針

(1) 住居系

- ・ 既成市街地では、狭い道路の沿道に住宅が密集している地域がありますが、今後、建て替え時の誘導等により、良好な居住空間の構築を検討します。
- ・ (都)井尻伏見線については、通過交通の(都)一般国道21号御嵩バイパスへのシフトにより、交通量が減少したことから、住民のニーズに合わせた住宅・商業機能の集積を目指します。
- ・ 既存の住宅団地では、一体的な整備により良好な居住環境が構築されていることから、今後とも低層住宅を中心とした良好な居住環境の地域として土地利用を維持します。

(2) 商業系

- ・ (都)井尻伏見線沿道では、用途地域の変更も検討しつつ、商業空間の形成を目指すとともに、御嵩橋周辺では、(都)一般国道21号御嵩バイパスと連携した連続性のある商業空間の形成を目指します。
- ・ 本区域西端に立地している大型商業施設周辺は、(都)一般国道21号御嵩バイパスなどの利便性を活かし、周辺環境との調和を図りながら、広域の住民が利用することができる商業系の土地利用を検討します。

(3) 工業系

- ・ グリーンテクノみたけなどの既存の工業団地では、雇用創出や産業の独自性の観点から、周辺の住宅や店舗と調和した産業機能の維持に努めます。

2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

(1) 住居系

- ・ 低層住宅が立地する地区等は低密度(容積率100%以下)とし、その他の住宅地は周辺環境との調和を図りながら中密度(容積率200%)を基本として適切に定めます。

(2) 商業系

- ・ 幹線道路沿道においては、ゆとりあるまちなみ形成に向け低密度(容積率200%)な市街地形成を図ります。

(3) 工業系

- ・ ゆとりある就業環境や防災上の安全性を確保するため、中密度（容積率 200%程度）な市街地形成を図ります。

3. 市街地の土地利用の方針**(1) 居住環境の改善又は維持に関する方針**

- ・ 既成市街地においては、周辺の自然環境との連続性を持った住宅地の形成を進め、良好な居住環境の形成を目指します。
- ・ 計画的な開発により良好な居住環境が形成されている住宅団地においては、今後もその居住環境を維持します。

(2) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 歴史のまちとしてのイメージを想起させるため、緑豊かな山並みを背景に立地する歴史的建造物は、その風致を維持します。

(3) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・ 市街地内では用途の純化を基本としつつ、現状を考慮して用途地域の変更も検討します。市街地外では、既存の土地利用を考慮して必要に応じて用途地域の指定を検討します。
- ・ 主要な道路の沿道にみられる住宅地と商業・工業地の混在は、必要に応じて用途地域の指定などにより土地利用の適正な誘導を行います。

4. その他の土地利用の方針**(1) 優良な農地との健全な調和に関する方針**

- ・ 本区域の約 10%を占める農地のうち、可児御嵩インターチェンジ周辺や(都)一般国道 21 号御嵩バイパス沿道については、宅地化の可能性が高くなっていますが、開発を計画的に誘導することにより、特に優良な農地については保全を図り、良好な営農環境の保持に努めます。
- ・ 本区域東部や可児川沿いの平野部については、新庁舎の整備が予定されているエリアを除いて、農業生産振興の重要な場として保全し、営農環境を維持します。

(2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 御嵩町内の住宅地などの地下には、亜炭鉱廃坑が存在し、大規模災害時には、甚大な被害が発生する可能性が高いことから、充填工事を含む防災工事などの対策を進めます。
- ・ 砂防指定地は多くが里山等にあり、開発が抑制されているため、市街化の進行の可能性は低くなっています。

- ・土石流危険渓流が市街地外縁部や本区域東部にありますが、交通の利便性や立地状況などから、今後、開発が積極的に進められる可能性も低くなっています。さらに安全性を考慮し、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域を指定することにより、無秩序な宅地開発等を抑制します。
- ・必要な開発においては、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、雨水流出を抑制するための総合的な治水対策を推進します。
- ・兼山地区では、急傾斜地崩壊対策事業を実施し、隣接する集落の安全を確保します。

(3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・市街地に隣接した良好な自然環境は、保全することを基本としつつ、維持・活用のバランスを取りながらまちづくりを進めます。

(4) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・良好な環境を有する市街地の形成に向け、用途地域外においては、新たな宅地開発の抑制、農地、山林の保全に努めます。
- ・可児御嵩インターチェンジ周辺や(都)一般国道21号御嵩バイパス沿道では、無秩序な開発を抑制するとともに、今後想定される住宅地と産業地の立地を考慮し、互いの機能を活かせる地域とするため、周辺の自然環境や営農環境等との調和への配慮がされ、農林業に関する土地利用との調整を図った上で、用途地域や地区計画等による計画的な土地利用の誘導、もしくは、特定用途制限地域による土地利用規制を検討します。
- ・兼山地区で住宅地等が形成されている(一)多治見八百津線等幹線道路の沿道では、居住環境、歴史的な町並みの風景との調和を図りながら、住民の日常生活に対応した身近な商業施設や医療・福祉施設等の立地を許容し、生活利便性の向上を図ります。
- ・そのほか、都市の活力につながる産業用地の確保等のために必要な場合には、周辺の自然環境や営農環境、居住環境等との調和に十分配慮された計画的な都市的土地利用を許容します。

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 交通施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 交通体系の整備の方針

● 安全で快適な生活・活動環境を支える交通基盤の確立

- ・今後、歩行者・自動車運転者ともに高齢化が進むため、歩道の整備を基本とした安全な歩行環境づくりを進めます。
- ・生活の中に自動車利用が前提の生活スタイルが浸透しており、活動範囲も広域になって

いることから、幹線道路へのアクセスを重視する整備を進めるとともに、(都)一般国道 21 号御嵩バイパスの 4 車線化を促進することで、生活に密着した道路を通過する車両を減少させ、居住環境を守る道路網の構築を進めます。

● 広域交通環境の整備

- ・ 地域経済を支える商業、工業、観光機能などを広域的な交通体系と結び、周辺都市と連携します。

● 安全性の高い歩行空間の創出

- ・ 交通量の多い幹線道路や、通学路となっている道路などでは、安全性の確保を最重要課題とし、安全な歩行空間を創出します。

● 公共交通機関の利便性向上のための環境整備

- ・ 鉄道については、名鉄広見線を今後とも住民の通勤・通学、観光客の移動手段としての役割を担う重要な機能として位置付け、鉄道駅周辺の整備を行うことにより利便性の向上を図ります。
- ・ バスが通勤・通学や日常生活における重要な交通手段であることから、バス路線となっている道路の利便性の向上を図ります。

● 環境負荷の少ない交通体系の確立

- ・ (都)一般国道 21 号御嵩バイパスの 4 車線化を促進し、国道や県道のラッシュ時における渋滞緩和を図り、環境負荷の軽減に努めます。

● 都市計画道路の見直し

- ・ 未完成路線については、地域の実情に合わせ既存道路の活用や代替路線の検討を踏まえて見直します。

② 整備水準の目標

- ・ 概ね 20 年後の整備水準の目標として、市街地内における幹線街路の配置密度を 0.93km/km²とします。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 道路

道路の種別	路線名
広域交通軸	(都) 東海環状自動車道
渋滞緩和と周辺都市との交流促進のための南北軸	(一) 多治見八百津線((仮称)(一) 多治見八百津線兼山バイパスを含む)、(一) 御嵩川辺線、(主) 多治見白川線
渋滞緩和と周辺都市との交流促進のための東西軸	(都) 一般国道 21 号御嵩バイパス、(国) 21 号
幹線道路へのアクセスを図る路線	(都) 本郷新町線、(都) 古屋敷大庭線、(都) 大泥茶円原線、(都) 井尻伏見線、(都) 末国栢森線、(都) 西田大門線、(都) 南山環状線、(都) 千ノ井平芝線

② 鉄道

- ・ 住民の通勤・通学又は観光のための主要な鉄道・鉄道駅として、名鉄広見線・御嵩駅・御嵩口駅・顔戸駅を位置付けます。

③ その他

- ・ 本区域の玄関口として御嵩駅前広場を位置付けます。また、通勤・通学者又は観光客の利便性向上のための施設として、鉄道駅周辺に駐車場を位置付けます。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・ 優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種別	名称	備考
道路	(都) 東海環状自動車道	一部
	(都) 大泥茶円原線	一部

2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針**(1) 基本方針**

① 下水道及び河川の整備の方針

● 水質の保全、衛生的な生活環境の構築（下水道）

- ・ 可児川は、木曾川流域の上流部にあたり、水質の悪化が下流域に多大な影響を与えるため、流域の下水道整備を通じて水質の保全に積極的に取り組みます。
- ・ 生活環境の充実のため、公共下水道整備計画区域の見直しを含めて、効率的に整備を進

め、普及率向上に努めます。

● 安全で親しみの持てる水辺空間の創出（河川）

- ・ 流域全体の保水機能を維持・向上させるため、開発者に対しては、雨水流出抑制などの対策を実施する指導を図ります。
- ・ 可児川、木曽川については、安全で親しみの持てる水辺空間の創出を検討します。

② 整備水準の目標

● 下水道

- ・ 下水道については、本区域の概ね 20 年後の整備水準の目標として、汚水処理人口普及率 100%を目指します。

● 河川

種別	整備水準の目標（治水安全度）
河川	可児川：1/70

(2) 主要な施設の配置の方針

① 下水道

- ・ 木曽川右岸流域関連公共下水道については、上之郷・御嵩・中・古屋敷・伏見・兼山第1・兼山第2・兼山第3・上恵土処理分区を配置します。

② 河川

- ・ 可児川、木曽川を主要な河川として位置付けます。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・ 優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種別	名称	備考
下水道	流域関連公共下水道	御嵩、上之郷処理分区
河川	可児川	河川改修

3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 衛生的で環境に配慮した生活環境の向上

- ・ し尿処理については、下水道普及率の向上に努めますが、公共下水道が整備できない区

域においては、引き続き、し尿処理が必要となるため、広域の連携強化を図り処理体制の充実に努めます。

- ・ ごみ処理については、増大するごみの量に対し、広域の連携強化を図り回収と処理を行う施設の維持・整備を図ります。

(2) 主要な施設の配置の方針

① し尿処理施設

- ・ し尿処理施設として、緑ヶ丘クリーンセンター（美濃加茂市）を配置します。

② ごみ処理施設

- ・ 一般廃棄物処理施設として、可茂クリーンパーク（可児市）を配置します。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・ 優先的に概ね10年以内に整備することを予定する施設はありません。

4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要な市街地開発事業の決定の方針

① 快適な生活空間と魅力的な駅前空間の創生

- ・ 本区域の玄関口の一つである名鉄御嵩駅周辺の未利用地を、駅に近接する生活利便性の高い住宅地として活用するとともに、既成市街地と（都）一般国道21号御嵩バイパスを結ぶ地区として整備を進めます。

2. 市街地整備の目標

- ・ 優先的に概ね10年以内に実施することを予定する具体的な市街地開発事業はありません。

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1. 基本方針

(1) 自然的環境の整備又は保全の方針

① 隣にある自然から一緒に暮らす里山へ

- ・ 市街地や集落周辺の山林、農地、河川を住民が親しむことのできる自然環境として保全し、うるおいや楽しさを感じられる要素として活用します。
- ・ 兼山地区では、「可児市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全を図り、自然との調和を行います。また、可児市景観計画に基づき、良好な景観の維持・創出を進めます。美濃金山城跡は、現状を保存しながら、観光資源として整備します。

② 自然に触れて遊ぶ・学ぶ空間の整備

- ・ 公園は、住民の憩いの場、交流の場であり、災害時においては、避難場所や救援拠点になるなどその用途は幅広いことから、今後、計画的な維持管理を行います。

(2) 整備水準の目標

- ・ 概ね20年後の整備水準の目標としては、人口の減少が想定されることから、現状の施設を維持することで、7.2㎡/人の整備水準とします。

2. 主要な緑地の配置の方針

良好な自然的環境を構成する主要な緑地について、緑地の機能を以下の系統別に評価し、それぞれの配置の方針を示します。

(1) 環境保全系統

- ・ 市街地を囲むように存在している山林を、環境を保全するための緑地として位置付けます。
- ・ 飛騨木曾川国定公園や生活環境保全林「みたけの森」「蘭丸ふるりの森」を良好な環境を維持するための緑地として位置付けます。

(2) 防災系統

- ・ 本区域の大部分を占める農地・山林については、保水機能、砂防機能など多くの公共的機能を有しているため、重要な緑地として位置付けます。また、南山公園などの公園や樹林地・社寺林は避難地としての他、防風、火災延焼防止など都市災害の防止機能を有する緑地として位置付けます。

(3) 景観構成系統

- ・ 山林や水辺空間を、優れた景観を形成する要素として位置付けます。

(4) その他

- ・ 歴史的環境資源として、美濃金山城跡を位置付けます。

3. 実現のための具体の都市計画制度の方針

配置された緑地について、整備又は保全を実現するために選択する具体的な都市計画制度は以下のとおりです。

- ・ 主要な公園・緑地については、良好な自然的環境の維持、あるいは自然の中で暮らす環境の創出、災害時における緩衝機能・拠点機能の確保、観光交流の創出を目的に、今後も維持・

保全に努めます。

- ・ 特別緑地保全地区、風致地区、景観地区の指定などを検討し、緑地の保全に努めます。
- ・ 農業振興地域や保安林等の他法令の規制区域においては、今後も適切な維持を図ります。

4. 主要な緑地の確保目標

- ・ 優先的に概ね10年以内に整備することを予定する公園等の公共空地は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
緑地	美濃金山城跡	兼山地区内